

再生可能エネルギー買取サービス利用規約

第1条 目的

- 1 この規約（以下「本規約」といいます。）は、中部電力ミライズ株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する再生可能エネルギー買取サービス（以下「本サービス」といいます。）の利用に関して定めるものです。
- 2 利用者は、本規約に従って本サービスをご利用いただきます。

第2条 総則

- 1 利用者は、本規約に加え、「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約要綱（中部エリア）（以下「要綱」といいます。）に従って本サービスを利用するものとします。なお、要綱が変更された場合には、変更後の要綱に従って本サービスを利用するものとします。
- 2 本規約が要綱に抵触する場合には、本規約が優先されるものとします。
- 3 本サービスに関して当社が今後新たに配布、配信する文書等に規定する内容（以下「個別規定」といいます。）は、利用者との間で本規約の一部を構成するものとし、それらが本規約に抵触する場合には、当該個別規定が優先されるものとします。
- 4 本規約は、本サービスを利用するすべての利用者に適用されます。

第3条 規約の変更

- 1 当社は、法令もしくは要綱の変更、電気の安定供給その他の事情により、本規約（別表を含みます。以下同じ。）を変更する場合があります。なお、消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は変更された税率に基づき本規約を変更いたします。
- 2 前項の場合、変更後の規約は、変更前からご契約いただいている利用者に対しても適用するものといたします。また、契約期間の途中である場合であっても、変更の日をもって変更後の規約が適用されるものとします。
- 3 第1項の場合、当社は、電磁的方法（お客さまに電子メールで送信する方法またはインターネット上の当社インターネットサイトに掲載する方法等をいいます。）、その他当社が適切と認める方法により、変更の日および変更の内容を利用者にお知らせいたします。

第4条 サービス利用条件

- 1 本サービスを利用できるのは、下記の条件をすべて満たす方とします。
 - ① 当社と太陽光発電設備に基づく電力受給契約（以下「太陽光買取契約」といいます。）および以下の適用対象契約に記載の電気需給契約（以下「電気契約」といいます。）を締結しており、かつその太陽光買取契約が「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく調達期間の適用が満了していること

適用対象契約	ポイントプラン、おとくプラン、とくとくプラン、スマートライフプラン、スマートライフプラン for スマート・エアーズ、昼とくプラン、暮らしサポートセット、3時間帯別電灯（E ライフプラン）、時間帯別電灯（タイムプラン）、ピークシフト電灯、低圧高利用契約
--------	--

	※ポイントプラン、おとくプラン、とくとくプラン、暮らしサポートセットについては、販売を委託する提携先企業の販売する料金プランも含まれます。
--	---

- ② 当社がインターネットサイトを利用して提供しているサービス「カテエネ」に加入していること
- ③ 当社との連絡手段として、確実に疎通できる電子メールアドレスを提供し、当社からの電子メール（@chuden.jp、@cep.jp、および@chuden.co.jp など）の配信を許諾すること
- ④ 当社が契約情報や太陽光買取契約および電気契約のお客さま番号、カテエネ会員 ID、カテエネ会員パスワードその他の情報（以下「登録情報」といいます。）などを本規約で定める範囲内で利用することに許諾すること
- ⑤ 当社が、お客さまが登録した太陽光買取契約および電気契約の紙の再生可能エネルギー受給電力量のお知らせ（以下「検針票」といいます。）および請求書の発行を停止し、料金明細をカテエネ上で確認することを許諾すること
- ⑥ 充当先の電気契約の料金の支払いを、当社が指定した金融機関等を通じて指定の用紙で払い込む以外の方法により支払われること
- ⑦ 太陽光買取契約に基づく権利および義務について、担保設定、地位譲渡予約、質権設定その他処分権限の設定をしていないこと、および当該権利義務について差押命令を受けていないこと
- ⑧ 第2項以降の登録手続きを行うこと

なお、上記の条件をすべて満たしていても、当社が本サービス利用者として適当でないと判断した方につきましては、本サービスの利用申込みをお断りさせていただきます。

- 2 利用者は、当社の定める方法に従い登録情報を当社に提供したうえで、当社所定の方法により、本サービスの利用をお申込みいただきます。
- 3 利用者は、自己の登録情報に誤りがあった場合または変更が生じた場合、自己の責任において、すみやかに登録情報を当社の定める方法に従い修正または変更するものとします。登録情報の内容に虚偽、誤りまたは記載漏れがあったこと（変更に伴う登録情報の更新を怠った場合を含みますが、これに限られません。）により利用者に何らかの損害が生じたとしても、当社は一切責任を負いません。
- 4 当社は、利用者に、利用者の登録した太陽光買取契約と利用者名義の電気契約とを紐づけしていただき、紐づけが完了した太陽光買取契約について、本サービスの適用対象といたします。その際、1件の太陽光買取契約に紐づけることができる電気契約は1件のみとします。なお、利用者は、自らの登録情報として、太陽光買取契約と電気契約とを合わせて100件までの契約情報を登録することができます。

第5条 本サービスの内容等

- 1 当社は、本サービスの提供期間において、要綱に定める購入単価にかかわらず、利用者から買取を行ったひと月の電力量（以下「買取電力量」といいます。）に、別表1の「再生可能エネルギー買取サービスにおける電力買取単価」を乗じて、太陽光買取契約の買取料金を算定します。
- 2 当社は、本サービスの提供期間において、前項により算定した買取料金を、買取月（当該料金に係る太陽光買取契約の検針日が属する月をいいます。）の翌月の検針日において確定する、利用者が紐づけた電気契約（以下「充当先」といいます。）の電気料金に充当するものとします。
- 3 買取料金が充当先の電気料金を上回った場合は、上回った金額（以下「繰越金額」といいます。）が消滅するまで、当初充当した月のさらに翌月以降の電気料金に充当するものといたします。なお、複

数月分の買取料金が繰り越されている場合、発生した順序で買取料金を充当いたします。

- 4 毎年9月の検針に基づく充当先の電気料金の確定および買取料金の充当後、なお6月以前の買取料金が繰り越されている場合（第8項に定めるオプションが適用されている場合を含みます。）には、特別の事情がない限り、当該時点で発生している繰越金額の全額を、翌々月末日までに、利用者に事前にご登録いただいている金融機関の口座（以下「登録口座」といいます。）に振り込みます。ただし、振込期日が銀行法第15条第1項で定める銀行の休日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、振込期日を直後の休日でない日まで延期するものといたします。
- 5 充当先の変更を希望する場合は、申込日直後の太陽光買取契約の検針日（ただし、申込日から直後の検針日までの期間が短い場合は、さらにその翌月の検針日とする場合があります。）にて切り替えるものとし、変更後の買取料金は、買取月の翌月の検針日において確定する、変更後の充当先の電気料金に充当するものとします。
- 6 サービスの適用の終了または充当先が変更された場合、当該時点以前に生じた買取料金については、第2項ないし第4項に基づき、当該時点以前に指定されていた充当先の電気料金に充当し、または登録口座への振込により支払うものとします。
- 7 サービスの適用を終了した場合で、充当先の電気契約が消滅している等、買取料金の充当が行えないときは、特別の事情がない限り、繰越金額を含む買取料金を、終了日の翌々月末日までに、登録口座に振り込みます。ただし、振込期日が休日に該当する場合は、振込期日を直後の休日でない日まで延期するものといたします。
- 8 利用者は、以下のオプションの適用または終了を希望する場合は、当社所定の方法により申込みをしていただきます。

●オプション：家族シェア

- ア) 充当先を、第4条第1項第2号ないし第5号、および第4条第3項を満たす、利用者のご家族もしくは知人等（以下「相手方」といいます。）の名義の適用対象契約に指定することができます。
なお、利用者が相手方を変更し、または本オプションの適用を終了した場合であっても、変更以前に生じた買取料金については、従来の相手方の電気料金に充当し続けるものとします。
- イ) 相手方の電気契約の廃止その他により、相手方への買取料金の充当（相手方への繰越金額の充当を含みます。）が行えない場合は、相手方の廃止等がなされた月の翌々月末日までに登録口座に買取料金を振り込みます。ただし、振込期日が休日に該当する場合は、振込期日を直後の休日でない日まで延期するものといたします。なお、この場合、原則として廃止等がなされた日の直前の太陽光買取契約の検針日をもって、本オプションの適用を終了いたします。ただし、廃止等がなされた日に応じて、直後の太陽光買取契約の検針日とする場合があります。
- ウ) 本オプションの適用を希望する利用者は、本規約に同意の上、当社インターネットサイトに相手方を指定し、電子メール等を送信していただきます。電子メール等を受けた相手方は、本規約に同意のうえ、利用者との関係性および相手方名義の適用対象契約を申告していただきます。当社は、これをもって、本オプションを適用いたします。
- エ) 当社は、本オプションに基づき、相手方の電気料金に買取料金を充当し、これをもって、利用者への弁済をなしたものとみなします。

第6条 本サービス内容の変更

利用者は、希望する場合、前条のサービス内容に代えて、別表2に定める当社と提携している企業のサービスのいずれか、もしくは別表3に定めるサービスの適用を受けることができます。ただし、この場合、前条第8項のオプションは適用いたしません。なお、別表2および3に定める各サービスは、当社の事情で終了する場合があります。その場合に、利用者が当社の案内に基づき他のサービスへの切り替え手続きまたは第15条の利用終了手続きを行わないときは、前条のサービス内容を適用します。

第7条 本サービスの提供期間

本サービスの提供期間は、ご加入いただいた日から適用開始日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までとします。なお、提供期間満了までに利用者もしくは当社のいずれから本サービスの終了の申し出がない場合には、本サービスの提供は同一条件で1年間延長するものとし、以後もまた同様とします。

第8条 料金明細の取り扱い

利用希望者が登録情報を本サービスに登録した時点で、第4条第1項第5号にもとづき、当社は当該ご契約に係る検針票および請求書の発行を停止いたします。その後、利用者は、当該ご契約の料金明細を、カテエネ上で確認するものといたします。

第9条 個人情報の取り扱い

当社は、利用者の個人情報を当社が別に定める「個人情報保護基本方針」「個人情報の利用目的について」にしたがって取り扱い、ご連絡事項の通知、各種資料・アンケート・プレゼントなどの送付、配信許諾されたコンテンツの電子メールによる配信、登録情報の更新や問い合わせ対応などの本人確認ならびに個人を特定できない形での統計的集約およびその結果の第三者への開示などに用いることといたします。

第10条 禁止事項

利用者は、本サービスをご利用いただくにあたり、自らまたは第三者をして、以下に記載する禁止行為その他社会通念上許されない行為をしてはならないものとします。

- ① 法令に違反する行為
- ② 虚偽の情報を提供する行為
- ③ 他人の個人情報を収集する行為
- ④ 提供情報を二次利用する行為
- ⑤ その他公序良俗に反する行為
- ⑥ 方法や手段の如何を問わず本サービスの利用を妨害したり、混乱させたりする行為
- ⑦ その他、当社が不適切と判断する行為

第11条 権利義務等の譲渡禁止

1 利用者は、当社の事前の承諾がある場合を除き、本規約に基づく権利もしくは義務、本規約上の地位について、第三者への譲渡、承継、その他一切の処分をすることはできません。

- 2 当社が、本サービスにかかる事業を第三者に譲渡し、または当社が消滅会社もしくは分割会社となる合併もしくは会社分割等により本サービスに係る事業を包括承継させたときは、当社は、当該事業譲渡等に伴い、本サービスに関する規約上の地位、権利および義務ならびに利用者に関する情報を当該事業譲渡等の譲受人または承継人に譲渡することができるものとし、利用者は、あらかじめこれに同意するものとします。

第12条 サービスの提供の停止

本サービスの提供のために必要なシステムメンテナンス、本サービスの内容更新その他システム障害等の理由により、当社は、本サービスの提供を停止することがあります。この場合、当社は、停止事由の解消後速やかに本サービスの提供を再開いたします。

第13条 規約違反の場合の措置等

- 1 当社は、利用者が次の各号の一に該当または該当するおそれがあると当社が判断した場合には、当社の裁量により、何らの通知も行わず、当該利用者に対し、違反是正措置の要求、本サービスの利用の一時停止もしくは制限、本サービスの提供終了等の措置（以下「利用停止等」といいます。）を講じることができるものとします。
- ① 本規約のいずれかの条項に違反した場合
 - ② 本サービスの利用に際して、過去に利用停止等の措置を受けたことがありまたは現在受けている場合
 - ③ 反社会的勢力等であるか、または資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営もしくは経営に協力もしくは関与する等、反社会的勢力等との何らかの交流もしくは関与を行っている当社が判断した場合
 - ④ 本サービスの運営、保守管理上必要であると当社が判断した場合
 - ⑤ 利用者が第4条に定めるサービス利用条件を満たしていないことを当社が確認した場合
 - ⑥ その他前各号に類する事由があり、当社が必要であると判断した場合
- 2 利用者は、利用停止等の後も、当社および第三者に対する本規約上の一切の義務および債務（損害賠償債務を含みますが、これに限りません。）を免れるものではありません。
- 3 当社は、本条に基づき当社が行った利用停止等により利用者に生じた損害について一切の責任を負わず、本サービスの提供終了後も、当該利用者に関し当社が取得した情報を保有・利用することができるものとします。

第14条 損害賠償

- 1 利用者による本規約の違反行為その他本サービスの利用に起因して、当社に直接または間接の損害が生じた場合（当該行為が原因で、当社が第三者から損害賠償請求その他の請求を受けた場合を含みます。）、利用者は、当社に対し、そのすべての損害（弁護士等専門家費用および当社において対応に要した人件費相当額を含みます。）を賠償するものとします。
- 2 当社は、本サービスの利用に関連して利用者が被った損害につき、一切の責任を負いません。ただし、当社に責めに帰すべき事由がある場合、当社は、利用者に現実に発生した直接かつ通常の損害に限り、これを賠償するものとします。

第15条 サービスの利用終了

- 1 利用者は、本サービスの利用終了を希望する場合は、所定の方法により当社に申し出ていただきます。この場合、終了日は原則として検針日を指定していただくものとし、当社と利用者との協議により決定いたします。なお、利用者が登録情報を削除した場合は、登録情報の削除直前の検針日（登録情報の削除日が検針日と同一である場合は、当該検針日の直前の検針日とします。）に本サービスの利用を終了したものといたします。本サービスの利用を終了した利用者（誤って登録情報を削除した場合を含み、理由を問いません。）は、終了の時点から本サービスを利用することができなくなります。
- 2 前項により本サービスの利用を終了した場合、または第13条第1項各号により本サービスの提供が終了した場合、利用者と当社のいずれからも申し出がないときは、当社と利用者との間で締結されている要綱に基づく太陽光買取契約は継続するものといたします。太陽光買取契約に基づく電力受給の終了または太陽光設備の解列を希望される場合は、要綱に基づき当社に申込みをしていただきます。
- 3 利用者は、本サービスの利用終了後も、当社および第三者に対する本規約上の一切の義務および債務（損害賠償債務を含みますが、これに限りません。）を免れるものではありません。
- 4 当社は、利用者が本サービスの利用を終了した後も、当該利用者に関し当社が取得した情報を保有・利用することができるものとします。
- 5 利用者は、本サービスの利用終了後、再度本サービスの利用を希望する場合には、あらためて当社インターネットサイトから利用者登録申請を行う必要があります。この場合、利用者は、再登録の際に以前記録されていた登録情報等が引き継がれないことをあらかじめ承諾するものとします。

第16条 準拠法、裁判管轄

- 1 本規約の準拠法は日本法といたします。
- 2 本サービスまたは本規約に関連して当社と利用者との間で生じた紛争については、名古屋地方裁判所または名古屋簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。
- 3 本規約に定めなき事項または本契約の解釈に疑義を生じた場合は、利用者および当社は誠意をもって協議し、解決するものとします。

2019年4月19日 制定

2019年6月18日 改定

2019年10月1日 改定

2020年4月1日 改定

2022年4月1日 改定

2023年2月1日 改定

2024年4月1日 改定

2025年4月1日 改定

2025年6月16日 改定

附則

本規約は、2019年11月1日から実施いたします。

別表 1 再生可能エネルギー買取サービスにおける電力買取単価

単価（消費税等相当額込、1 k W hにつき）
8 円

ただし、2024年4月検針の翌日以降に発生する料金について、料金の算定期間の末日時点における受給最大電力が10kW以上の場合、電力買取単価に次の調整料金単価を加えます。

調整料金単価（消費税等相当額込、1 k W hにつき）
0 円 5 2 銭

なお、当該供給区域における一般送配電事業者により系統連系受電サービス料金等の単価が改定された場合、当社は、当該改定後の託送料金平均単価に準じて、調整料金単価を変更いたします。

別表2 提携先企業の特典一覧

1 提携先：イオンリテール株式会社および株式会社イオン銀行

ア サービス内容

【9円相当（消費税等相当額込）の進呈】

- ① 当社は、太陽光買取契約の買取料金を、買取月の翌月の検針日において確定する充当先の電気料金に充当します。ただし、買取単価は1kWhあたり7円（消費税等相当額込）とし、それ以外の充当に関する条件は本規約第5条に準ずるものとします。なお、2024年4月検針の翌日以降に発生する料金について、料金の算定期間の末日時点における受給最大電力が10kW以上の場合買取単価に1kWhあたり0円52銭（消費税等相当額込）の調整料金単価を適用して算定します。

なお、当該供給区域における一般送配電事業者により系統連系受電サービス料金等の単価が改定された場合、当社は、当該改定後の託送料金平均単価に準じて、調整料金単価を変更いたします。

- ② ①の充当に加え、イオンリテール株式会社またはイオン銀行が定めるWAON利用約款、WAONポイント約款、モバイルWAON利用約款およびモバイルJMBWAON特約（以下、総称して「WAON約款類」といいます。）に基づき、イオンリテール株式会社または株式会社イオン銀行から利用者へ買取月の買取電力量1kWhあたりWAONポイント2ポイントを進呈します。また、WAONカードのうちJMBカードを保有の場合は、1kWhあたり2WAONポイントにかわり2WAON（電子マネー）を進呈します。なお、WAON約款類が変更された場合には、変更後のWAON約款類に基づき進呈するものとします。

イ 進呈条件

【適用期間】

申込日直後の検針日（ただし、申込日から直後の検針日までの期間が短い場合は、さらにその翌月の検針日とする場合があります。）から適用開始日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までとします。なお、適用期間満了までに利用者もしくは当社いずれからも適用終了の申し出がない場合には、適用期間は同条件で1年間更新するものとし、以後もまた同様とします。

【申込条件】

以下の条件を承諾のうえお申込みいただきます。

- ① 有効利用できるWAONカードを保有していること。
- ② 申込み時にWAONカードに記載されている16桁のコードを当社、イオンリテール株式会社および株式会社イオン銀行に提供できること。
- ③ WAON約款類に違反していないこと。
- ④ 以下について、了承いただけること。

ア) WAONポイントもしくはWAON（電子マネー）の進呈前にイオンリテール株式会社または株式会社イオン銀行による確認手続きがあること。

イ) WAONポイントもしくはWAON（電子マネー）にはイオンリテール株式会社または株式会社イオン銀行所定の受領期限があること。

ウ) 前号に定める受領期限を徒過した場合に当該WAONポイントもしくはWAON（電子マネー）は失効すること。

その他の詳細については、当社インターネットサイトおよびカテエネメルマガ等で当社からお知らせ

させていただきます。

【適用終了】

利用者の WAON カード紛失等により WAON カード番号が変更になった場合等、当該月の WAON ポイントもしくは WAON（電子マネー）の進呈が行えない場合は、当該月の WAON ポイントもしくは WAON（電子マネー）は消滅するものとします。また、翌月以降は、自動的にサービス内容を本規約第 5 条の内容に変更させていただくものとし、利用者が再度サービス内容の変更を希望する場合は、あらためて申込みをいただきます。

2 提携先：Amazon Gift Cards Japan 合同会社

ア サービス利用条件

サービス利用条件は、本規約第4条に準じます。ただし、電気契約について、本規約第4条第1項第1号に定める適用対象契約のうち、「昼とくプラン」は対象外とします。

イ サービス内容

【Amazon ギフトカード8.1円相当（消費税等相当額込）進呈】

- ① Amazon Gift Cards Japan 合同会社が定める Amazon ギフトカード細則に基づき、Amazon ギフトカードを進呈します。Amazon ギフトカード細則が変更された場合には、変更後の Amazon ギフトカード細則に従ってギフトカードを進呈します。
- ② 進呈する Amazon ギフトカードの額は、買取月の買取電力量に、8.1を乗じて算定した値とします。算定した値について、小数点以下の端数が発生した場合には、小数点第一位を切り上げて算定するものとします。
- ③ ただし、2024年4月検針の翌日以降に発生する料金について、料金の算定期間の末日時点における受給最大電力が10kW以上の場合、電力買取単価に1kWhあたり0円52銭（消費税等相当額込）の調整料金単価を適用して算定します。
なお、当該供給区域における一般送配電事業者により系統連系受電サービス料金等の単価が改定された場合、当社は、当該改定後の託送料金平均単価に準じて、調整料金単価を変更いたします。

ウ 進呈条件

【適用期間】

申込日直後の検針日（ただし、申込日から直後の検針日までの期間が短い場合は、さらにその翌月の検針日とする場合があります。）から適用開始日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までとします。なお、適用期間満了までに利用者もしくは当社いずれからも適用終了の申し出がない場合には、適用期間は同条件で1年間更新するものとし、以後もまた同様とします。

【進呈方法】

検針日から1週間程度で、カテエネを通じて Amazon ギフトカードを進呈します。これをもって当社から利用者への弁済が完了したものとみなします。

その他の詳細については、当社インターネットサイトおよびカテエネメルマガ等で当社からお知らせいたします。

【適用終了】

利用者が、長期間に亘り、Amazon ギフトカードを受領しない等、サービスの継続が不適切であると当社が判断した場合には、当社は本サービスの適用を終了いたします。この場合、終了以降は、自動的にサービス内容を本規約第5条の内容に変更させていただくものとし、利用者が再度サービス内容の変更を希望する場合は、あらためて申込みをいただきます。

別表3 「再エネスマートプラン」

1 サービスの利用条件

「再エネスマートプラン」の利用条件は、本規約第4条に準じます。ただし、充当先の適用対象契約については、本規約第4条第1項第1号にかかわらず、以下のとおりとし、需給地点が利用者が登録した太陽光買取契約の受給地点と同一の地点、かつ同一検針日のものに限りします。

適用対象契約	(1)	スマートライフプラン、スマートライフプラン for スマート・エアーズ、3時間帯別電灯（E ライフプラン）（これらの電気契約に附帯して暮らしサポートセットを適用している場合を含みます。）
	(2)	時間帯別電灯（タイムプラン）、ピークシフト電灯（これらの電気契約に附帯して暮らしサポートセットを適用している場合を含みます。）

2 サービスの内容等

- ① 当社は、「再エネスマートプラン」の提供期間において、買取電力量について、「3 買取料金の算定方法」にもとづき買取料金を算定します。それ以外の充当に関する条件は本規約第5条第2項ないし第4項、第6項および第7項に準ずるものとします。
- ② 「再エネスマートプラン」の提供期間においては、利用者は、充当先の契約種別変更を希望する場合、原則として検針日を変更日として指定していただくものとし、当社と利用者との協議により決定いたします。
- ③ 充当先を「1 サービスの利用条件」に定める適用対象契約以外の契約種別に変更された場合は、変更日（やむを得ず電気契約の変更日が検針日以外となった場合は、当該変更日の直前の検針日とします。）にて「再エネスマートプラン」の適用を終了し、以降は自動的にサービス内容を本規約第5条の内容に変更させていただくものとします。

3 買取料金の算定方法

- ① 買取電力量を、「再エネスマートプラン」の充当先の当該月の使用電力量に対して、電力量料金の時間帯区分ごとに割り当ていたします。このとき、電力量料金単価の高い時間帯区分から順に割り当てし、買取電力量が適用対象契約における当該月の使用電力量を上回った場合は、上回った量を「超過量」とします。
- ② ①で割り当てした時間帯区分ごとの買取電力量ないし超過量（以下、総称して「時間帯区分等」といいます。）に、次表に定めた各買取単価をそれぞれ乗じて得た値を合算して、ひと月の買取料金を算定いたします。なお、買取料金の単位は1円とし、その端数は、切り上げます。

買取単価（消費税等相当額込、1 kWhにつき）

		適用対象契約（1）	適用対象契約（2）
時間帯区分	昼間時間またはピーク時間	12.0円	8.5円
	軽負荷時間	8.0円	—
	夜間時間	7.0円	7.0円
超過量		7.0円	7.0円

ただし、2024年4月検針の翌日以降に発生する料金について、料金の算定期間の末日時点における受給最大電力が10kW以上の場合、買取単価に1kWhあたり0円52銭（消費税等相当額込）の調整料金単価を適用して算定します。

なお、当該供給区域における一般送配電事業者により系統連系受電サービス料金等の単価が改定された場合、当社は、当該改定後の託送料金平均単価に準じて、調整料金単価を変更いたします。